



平成 30 年 3 月 30 日

「働き方改革」の実施について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、第 3 次中期経営計画のテーマの一つに「自ら考え、行動する人財育成と創出」を掲げ、魅力・活力ある職場環境の形成に取り組んでおります。

このたび、長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備、仕事と家庭の両立支援等への取り組みを強化するため、「フレックスタイム制度」、「勤務間インターバル」、「リフレッシュライデー」を導入しますので、お知らせいたします。

当行は、今後も従業員満足度の向上、生産性向上に取り組み、働きやすく働き甲斐のある職場構築を実現することで、当行の将来ビジョン「First Call Bank」を目指してまいります。

記

1. 実施日

平成 30 年 4 月 1 日（日）

2. 実施内容

（1）フレックスタイム制度の導入

本部の一部部署を対象に、コアタイム※₁を設定しない「フレックスタイム制度」を導入します。フレキシブルタイム※₂は 7：30～22：00 までとします。今後、運用状況をみながら、対象部署の拡大を検討してまいります。

※₁…対象者が必ず勤務しなければならない時間帯

※₂…対象者の選択により勤務することができる時間帯

（2）インターバル勤務の導入

従業員の身体的負担の軽減を目的として、原則として前日の終業後、次の勤務の始業までに少なくとも 11 時間の休息時間を義務付けます。

（3）リフレッシュライデーの導入

総労働時間の縮減およびワークライフバランスの実現のため、毎週水曜日の定時退行日に加え、毎週金曜日にも定時退行に取り組みます。

以 上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	鴨志田	内線3730
TEL 029-859-8111			